

伊方村一心會

文政十三年の伊方騒動

特248

852

0  
1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15

始



# 文政十三年の伊方騒動

兵刃 勝一毛も生ぬ

今夜は唯今から、よく云ひ傳へられて居る市右衛門と云ふ人が文政十三年に百姓一揆（一揆と云ふ一般の出来事とは少し違ひます）の頭取となつて騒動を起した事に就てお話を致します。實は昨年参りました時に此の市右衛門の事に關する記録寫を見せて奥れと云ふ御希望もありましたけれども、どうも此の事件は所謂ためになる話ではありませんから、私と致しましては餘り知つても貢ひたくもなし、話も仕たくなしと云ふ考へから、其記録は今に御目にかけないで居りますが、本日拜見しました所によりますと、野田氏は既に私が西園寺氏に送りました寫をうつしとつて居られますので、早晚御一同が之れを知らるゝに在るであらうことを確めました。斯うなりますならば或る此の際、御希望に任せて、眞相を御話申し上げ、序に私の此の事件に對する感想の一部分を聞いて貰く方が宜しからうと思ひまして斯う壇上に立つた譯であります。

今一つ、有りの儀を申し上げますと、私は從來、苟もお話をすると、聞いて貰く以上は多かれ少かれ、兎も角も方々のためになる事を體かれて貰いて貰かなければならぬ、唯面白かつたと云ふだけでは何のためにもならない、そのやうな事の爲に貴い時間を費すと云ふ事は善くないと考へて居ります、即ち、今夜のやうな話を致しますのは實は苦しいのであります。市右衛門の向ふに立つた庄屋辻氏の子孫にならるゝ方が若し有られて、其の祖先の事を懲し體に詛されたと思はるゝ時の苦衷も考へねばなりませんし、市右衛門其他處刑を受けた人々の子孫に當らるゝ人々に對しても同じ事でありますし、且又事件其ものが教育的の事でないのです、が、茲に一つ苦しいながらも、立つて見やうと云ふ事になりました他の一理由は此の事件の中に、後にお話を申し上げるやうな美はしい出來事が挿まつて居る、夫れを併せて御紹介申し上げて或る程度に迄此の事件を柔げて見たいと思ひました點にあります。前口上が長くなりましたが。

此の事件の眞相を知ります爲には、先づ當時の藩の財政状態を知つて置かねばなりません、宇和島藩に限らず、總て徳川幕府時代に於ける約三百の大諸侯の内、何れの藩に就て考へて見ましても、財政状態の艱苦なと云ふことの續いた藩は無いと申して宜いのであります。例へば十萬石の大名と申しましても、其の十萬石は所謂草高でありまして、礪石は五萬石内外しかありません。此の五萬石の内、先づ半分は家臣上下的知行とか扶持とか給與とかに支出され、其上に諸般の費用其他を引きますと殘る所は幾何もありません、それ故に物成の外に小物成とか小役とか冥加金とか口錢とかいろ／＼な税がありましてやつと收支の辻褄を合すことになつて居りますが、參勤交代の費用とか、江戸に妻子を置いて居ると云ふ所から二重生活を餘儀なくされる費用とか、形式的になつて居る公的賄答の費用とか、殆ど公然と要求せらるゝ形になつて居た賄賂請託の諸費とか、時々突然的に命ぜらるゝ十木工事の大負担や、朝鮮繩輪使の接待費用云ふやうに政治的原因と名つけられたる藩財政的一大弊病があります爲に、各藩共に財政的には非常に苦しまされたものであります。税を高くして誅求の上に誅求を加へると云ふ事は領内の安穏を損する所以となりますから、平常支出の最も多い家臣の俸禄を減らすと云ふ事は、之れ又否程ともよく行つた事であります。

宇和島藩の文化文政期の財政は窮乏の上に窮乏と云ふ苦しい時代であります。雖ては英明なる春山公によつて、此の苦しい財政を整理せられて、幕末維新の際に於て藩主公が、あの大貢献を爲さつた基礎は築き上げらるゝに至りはしますが、文政の終頃迄は未だ左様な順境には立ち行かなかつたのであります。事実然うであつたか如何うかは私の知つて居る所ではありません。

今一つには庄屋の隣店の長治兵衛と云ふ人が我が懶な人であつて村内外の往来に常に鶴籠に乗つて往來し、其の鶴籠界として村の人々を勝手に使うこ

とを懲らなかつたと云はれて居ります、それが爲に町の人達の怨嗟の聲があちこちに起つて居りました處へ持つて来て。  
無盡集金の不擇と云ふことを申し出しましたものであります。けれども表に立つて抗議するとなると庄屋の威勢に恐れて我こそと出るものがありません、此處に憤然として多數の爲に懶性たらんと決心して立ち上つたのが市右衛門其人であつたのであります。

私は市右衛門其人の行為を賞讃してあなた方にも此の様な事を爲さいとお勧めすることは出来ません、勿論それは出来ない事であります。表情には絶対の非難は出來ないやうであります。しかし、考へねばならぬ事は國には法があります、法に従順でなくては國は治まりません、市右衛門と云ふ人は表情に於て或る程度は許さるゝ所がありましたやうであります。法を無視した訴へ方を仕たのであります。古文書には「越訴」と云ふ文字が使はれて居ります、これは藩内の事であります。二度目には藩外即ち洲の洲に迄訴へ出て居ります、これは「出訴」と云ふ文字で書き現はされて居ります。今一つは徒黨を結んだ事であります、徒黨と云ふことは法の堅く禁じて居た事であつたやうであります。こんな事が市右衛門其人を大罪人にして仕舞つたのであります。しかし、藩の市右衛門に對する處分は後に申し上げますやうに大いに斟酌する所があつたやうであります。

これは後に分ることでありますが、庄屋の隣店長治兵衛と云ふ人は右申しましたやうな不擇から、又現庄屋の喜平太と云ふ人は、村内不穢の事が起つた不取締と云ふ點からであります。

### 御 目 見 被 相 刑

伊 方 浦 庄 屋  
全 隊 居  
辻 長 治 兵 衛

### 所方立去、保内組禁足

と云ふ處分を受けたのが文政十三年の閏三月十六日の事であります。庄屋は御目見の資格を削られ、隣居の方は伊方浦を立去ること、保内組の區域内に入ることを禁ぜられたことの二つの處分を受けたと云ふ事になります。

傳へられて居るやうに、市右衛門が大洲藩へ訴へ出たのは此の處分が穩に過ぎると云ふ事に不満があつたものであると云はれて居りますが、此の點は記録の據るべきものがありませんので、私としては確然と申上げることが出来ません。

やがて此の閏三月十九日に市右衛門等の徒黨が大洲へ行つたと云ふ事が知れますと郡奉行所の役人并に郷目付、御徒目付、御小人等が跡を追ふて大洲に向ひました、折衝郡奉行の一人、今泉與惣右衛門が其の方面へ出張して居ましたものでありますから、取敢へず、領分境の野田村へ行つて何か取計つた事があるやうでありますか、詳には分りません。

廿三日に至りまして今泉與惣右衛門から大洲藩の郡奉行への交渉が好都合に運び、大洲に於ても懇々と徒黨の者に申し聞かせ、大に諒解した様子であり、廿五日に遂つて一統は大洲領を引拂つて伊方へ歸る事になつたと云ふ事を先方の郡奉行から通知して来ました、之れは今泉が受取つて連れて歸つたのであります。

この様な事で大洲藩には少からざる面倒を見させたものでありますから、同月の廿六日を始として六月の十八日迄引つゞいて數回に亘つて藩から挨拶の使者を出しますし、大洲からも亦其のお禮としての使者が來ると云ふ締約て、藩と藩との交渉、關係はかたがつきましたが、市右衛門以下の徒黨の者の處分が廻つて居ります。

さて、此の事件に關する役吟味を申付けられたのが遠藤太左衛門と云ふ人であります、此の人は一難が伊方へ歸つたと云ふことが知れますと、直ぐに出張しましていろいろ取調べました結果

左吉　金十郎　林藏　吉蔵　市右衛門

の五人、これが頭取であると云ふ事になつて、召捕つて城下に歸り、取散へず入牢の取計ひをしたのが四月の十二日の事でありますが、同月の廿二日には庄屋の辻喜平太父兄は其の所方の不穏即今度の出来事に關係して城下に於て取調を受けて居ります。

大した罪は無さそうでありますか矢張事件の關係者として同月廿五日に三人、廿六日に二人、廿七日にも一人、廿八日に三人が取調を受けて居ります

が、此の人々は何れも町宿に宿泊して居たやうでありますから、或は證人として調べられたのかと思ひます。つゞいて五月一日迄に最初申し上げました左吉、金十郎の二人が取調べられて居ります、而して五月二日には鎌原五郎左衛門と今泉與惣右衛門の二人は徒黨が大洲へ出訴した件に就て不行刑の腹ありとの理由の下に差控を命ぜられて居ります。

其後五月三日から十七日迄、庄屋喜平太外敷名の取調べがあり、市右衛門は十六日と十七日とに特に厳しい取調べを受けて居ります、私は同人は餘程強情な人であつたと想像して居ります。いよ／＼裁判が確定して申渡のありましたのが六月の十日でありますか、謹居長治兵衛だけは五月二十七日に左の通に申渡されて居ります。

伊方浦庄屋謹居長治兵衛度々籠ニテ致往来浦役ニ昇カセ私用ニ浦役ヲ遣ヒ、百姓共御無盡出銀ノ内役人ノ出銀ニ取詰、所方不服從御他領へ致出訴不届ニ付戸島へ流罪申付

夫れから、六月十日の申渡に「所咎」と書つたものが十三人、卯采島、沖之島へ流罪になつたものが三人あります。「所咎」と云ふのは其當人だけ故縛を立ち出て指定せられたる所にて生活することにてありますし、其の外以外に出入することを禁ぜられたり、或は保内組（無いものは單に伊方組）に出入することを禁ぜられたりすることが附帶するのであります。

此の禁むべき出来事、喜ぶからざる出来事の中に於て茲に、前に一寸申し上げましたやうに感ずべく又喜ぶべき話を挿むことの出来ますことを私は限りなく喜ばしく思ふのであります。夫れは何かと申しますと、前に申しました六月十日の申渡の中の所咎の處分を受けた人々の中に

佐助　甚之允

と云ふ貳人の人があります、作助と云ふ人は戸島へ所咎となつて島外禁足であり、甚之允と云ふ人は日振へ所咎となつて矢張島外禁足となつて居ります、今一人安太郎と云ふ人あります、此人の處分は見えませんが、多分右の二人内の一人と同じ處分を受けた人と思ひます。此の三人は謹居長治兵衛と云ふ人と共に謹居に隣接して戸島日振の島々に向つたのであります。謹居船が陸路を離れて九島に向つて進み出しますと、過去の事を考へたり、

將來の恵を慮つたり、大敵のやうな事があつて罪を輕減せらるゝ事の無い限り、永久に自分の村に歸る事が出来ないといふことを思ふたりしますと、家に建した妻子の身の上等にも思を致して潛たる涙、留むるに由ない苦衷でありました。同じやうに深い沈黙に湧き出づる涙を抑へ兼ねて居るお庄屋の隠居を見ると、今迄何不自由なく暮して居られた飼隠居が此の先々を如何うしてお暮しなさるであらうかと自分等に比べて考へては最う堪らへ切れないやうになつて監視、監督の役人の前も構はず「あなた様を遠方に行かせて御想像も爲さらぬ御不自由をさせるやうに仕たのは全く私共の不心得からであります、平に「御容赦を願ひます」と涙と共に日つ謝し日つ懲ると云ふ拂櫻であつたので、監督の役人も全く感心して仕舞つて貰ひ泣きをした、こりやー此の櫻戸島や日振へ連れて行くのは、此の美しい人物に對する至當の所置とは言へない、連れ歸つて更に寛大なる御處置を圖つてやらねばならぬい」と、云ふことになつて、同じき六月の廿二日附を以て次のやうな處分に變つたのであります。申し上げて置きますが、勿論此の處分の文書は立派な文章になつて居りますが、御分りになりやすいやうにとちへまして意味の少しも變らぬやうに、お話のやうにして申し上げます。

## 御 目 付 へ

河 原 潤 組 松 森 村 安 太 郎  
山 奥 組 霊 野 村 佐 助  
野 村 組 中 通 川 村 薩 允

右の者等は伊方事件の節に先きに立つて世話をしたから、島の方へ所昔を申付けたのが、其後に至つて前非を後悔して改心をしたと云ふ聞えがある隠居長治兵衛に流罪を申付けたのであるが、此の流罪となつたはつまる所自分等の心得違ひから起つた事であると、今更重々後悔をして、島の方へ行く時に船中でも彼はと隠居長治兵衛に不憫を加へ、實意をこめて介抱してやるなど、真心から出た情愛が表に顯はれたと云ふことである、元來不心得の罪があるとは申しながら、此のやうに裁判申渡の後、速に本心に立歸り、自責の念の厚い事、實に神妙の事である、かるが故に格別の詮議を以て罪一等を減じ、頭書の通に入百姓を申付けるのである、申渡の後まだ二週間にも足らない内に此のやうに申付けたのであるから、尙此上にも身分を慎んで庄屋役人の差配を宜く守つて農業に精を出すやうにせねばならぬ、萬一此後に於て辨へ違ひの事でもあつて、夫れが表沙汰になるやうなことがあつては大變である、此の様に申し聞かせるやうに

これは目付即ち各の隠弊官に達して此の通本人に申渡かせるのであります、急の爲めに申しますが「入百姓」となりますと家族全體、即ち一家内が捕つて其の指定せられた村へ移住するのであります、戸島や日振島に「所替」になるのに比べますと大變な寛大振であります、申渡の文言中に神妙ノ事ニテ格別ノ御吟味ヲ以テ罪一等被相減

とありますやうに、此の神妙の事と云ふ文言が此の三人の心懸けと役人の感心振とをよく現して居ると思ひます、恐らく此の申渡を聞いた三人は蘇生したやうな感激しあつた事と思ひます。

此の事から戻へますと、庄屋父子の罪なるものも徒党事件さへ起らなかつたらば、そんなに仰々しい事でなかつたかも知れません、此の三人の心から推して考へますと、隠居長治兵衛其人の人物も一般に云々せられて居る程に極端な人物ではなかつたとも思ひます、兎にも角にも私は此の美談を此事件の中に挿むことの出来た事をあふと重ねて申し上げます、尙庄屋なる喜平太と云ふ人の處分は如何なつたか口當りませんが、此年の八月に「庄屋が無いから暫くの間隠戸島の目付を遣はして事務を取扱はせる」と云ふことがありますから、同人の庄屋たることの出来ないやうになつた事には相違ないと思ひます以上て大體結果がつきましたが、未だ市右衛門の處分が残つて居ります、以上の事は文政十三年の事であります、此の年の十二月十日に年號が替はりまして天保元年になりますから、今から申しますと天保元年の出来事と申します方が普通の申し方であります。さて市右衛門の處分は翌年即ち天保二年に定まるのであります。十一月廿二日に

## 牢 舎 市 右 衛 門

右之者伊方浦百姓共公事一件致頭取徒黨ヲ結ヒ剣大洲表へ致出訴重罪不届至極ノ者ニ付斬罪申付候者也  
と申渡をせらるゝ事となりまして、斬罪に行ふ準備送ちやんと出來て居ましたのであります、市右衛門は此日の朝日渡を受くるに先だつて今一隠御吟味を受けたいと云ふ事を願いましたので、役筋の者に於て隠證の結果、申渡の日延をする事になり、同月廿四日に最後の申出を聞取らせたまつてあります、別に罪を輕減すべき新なる事も申出づるに至らず、遂に恐れ入つたので續いて入牢申付けられ、遂に同月廿七日に至つて

# 露光量違いの為重複撮影

(八)

裁許間際ニ至ツテ又々申出ツル趣モアツタカラ更ニ吟味ヲ遙ゲタ處、既ニ明白ニナツテ居ル事ノミ彼是ト申述べ、上ヲ恐レザル致シ方、言語問題不屈至極ノ者デハアルガ、格別ノ宥恕ヲ以テ斬罪ニ申付ル。

との申渡があつたのであります、首級を所方にさらさるゝにも至らず、磔刑に處せらるゝにも至らず、其上に死骸は取捨と云ふのが一般例(何處の瀕ても大抵は)になつて居りますのに、市右衛門の死骸は淨念寺からの廻出によつて、同寺に下渡さるゝ事になりました、如何なる理由があるにしても法を犯した罪は免るゝことが出来ません、夫れにしても

格別の宥恕を以て斬罪

に止まり、死骸さへお寺に下られたのでありますから葬ることも亦大目に見られたものと考へられますので、比較的寛大の處置に出られたと云ふことは疑ふべくもありません。

尙ほ申上げたい事が無いではありませんが、夜もたん々更けて参りました、殘る所は御想像に任しておきまして之れで終りと致します。

昭和八年九月十五日印刷  
（非賣品）  
昭和八年九月二十日發行

愛媛縣西宇和郡伊方村小中浦九三

印刷機人　末　光　勝　眞

愛媛縣西宇和郡八幡濱町一五〇四

發行所　伊方村一心會

# 露光量違いの為重複撮影

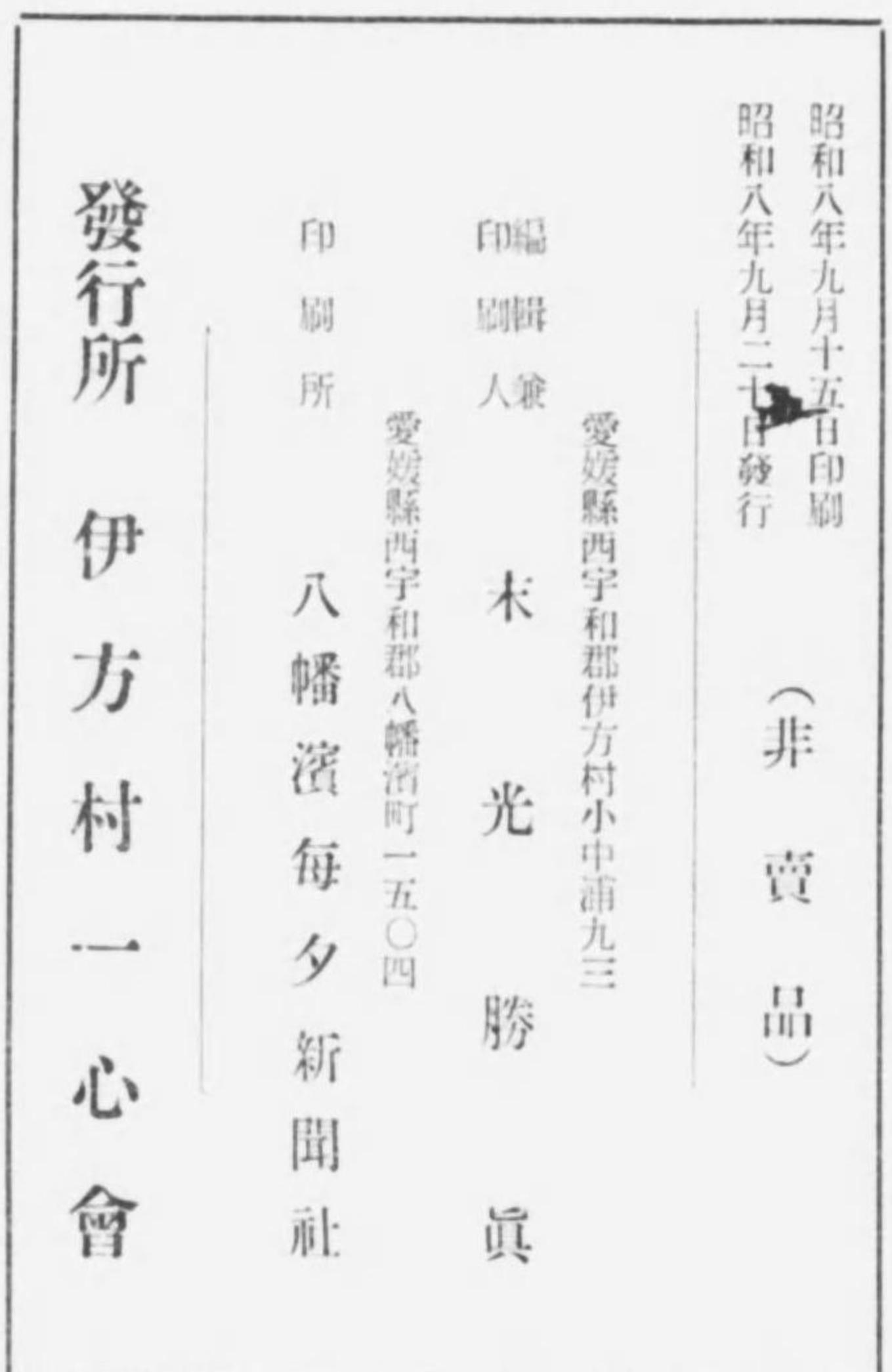
(八)

裁許間際ニ至ツテ又々申出ツル趣モアツカラ更ニ吟味ヲ送ゲタ處、既ニ明白ニナツテ居ル事ノミ彼是ト申述べ、上ヲ恐レギル致シ方、言語晦澁不居至極ノ者デハアルガ、格別ノ宥恕ヲ以テ斬罪ニ申付ル  
との申渡があつたのであります、首級を所方にさらさるゝにも至らず、磔刑に處せらるゝにも至らず、其上に死體は最捨と云ふのが一般例、何處の邊ても大抵は、になつて居りますのに、吉右衛門の死體は海辺から離れて、同寺に下渡さるゝ事になりました、如何なる理由があるにして、法を懲した罪は免るゝことが出来ません、夫れにしても

格別の宥恕を以て斬罪。

に止まり、死體をへお寺に下されたのでありますから見ることも亦大目に見られたものと考へられますので、比較的寛大の處置に出られたと云ふことは疑ふべくもありません。

尙ほ申上げたい事が無いではありませんが、夜もたん々更けて参りました、斬る所は御想像に任しておきまして、それで終りと致します。



發行所 伊方村一心會

終

